

佐賀県高等学校体育連盟専門部規程

昭和52年4月1日制定	平成12年7月14日改正
昭和53年5月1日改正	平成13年4月1日改正
平成2年4月1日改正	平成14年4月1日改正
平成5年4月1日改正	平成17年4月1日改正
平成7年4月1日改正	平成20年4月1日改正
平成12年4月1日改正	平成23年4月12日改正

第1章 総則

第1条 この規程は本連盟規約第24条に基づき定められたものである。

第2章 事業

第2条 本連盟の事業を遂行するために専門部を設置し、次のことを行う。

- (1) 大会の企画、立案とその運営
- (2) 各専門部の技術向上のための調査研究及び講習会等の開催

第3章 組織

第3条 この規程第2条の事業項目を達成するために次の専門部を設ける。但し加盟校において正式部として認められたものがあること。

- 1.陸上（駅伝を含む）
- 2.ラグビーフットボール
- 3.サッカー
- 4.バスケットボール
- 5.バレーボール
- 6.ソフトテニス
- 7.卓球
- 8.柔道
- 9.剣道
- 10.弓道
- 11.相撲
- 12.体操
- 13.新体操
- 14.登山
- 15.ソフトボール
- 16.ハンドボール
- 17.水泳（水球、飛込を含む）
- 18.テニス
- 19.バドミントン
- 20.ウエイトリフティング
- 21.ボート
- 22.ヨット
- 23.自転車
- 24.レスリング
- 25.ホッケー
- 26.なぎなた
- 27.アーチェリー
- 28.ボクシング
- 29.空手道
- 30.カヌー
- 31.フェンシング
- 32.少林寺拳法
- 33.定通

第4章 役員

第4条 各専門部に次の役員をおく。

- (1) 専門部長 1名
- (2) 専門委員長 1名
- (3) 専門委員 若干名
- (4) 専門部員 若干名

第5条 専門部長は加盟校校長の中から各専門部、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第6条 定通専門部に関しては部長の他に副部長をおき、定通制の教頭の中から専門部、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第7条 専門委員長は各学校長が推薦した中より、各専門部で推挙し、理事会において承認する。

第8条 専門委員は各学校長が推薦した中より、各専門部で推挙し、理事会において承認する。

第9条 専門部員は各学校長の推薦により、各専門部で推挙し、理事会において承認する。

第10条 役員の任期は1ヵ年とする。但し重任は妨げない。

第11条 全国高等学校総合体育大会、全九州高等学校体育大会の佐賀県開催専門部及び佐賀県高等学校総合体育大会の開催で、特に専門委員の増員が必要な場合は、常任理事会で審議する。

第5章 任務

第12条 専門部長は部を代表してその業務を統轄する。

第13条 専門委員長はその部を代表して次の会務をつかさどり、部長に事故があった場合は業務を代行する。

- (1) 大会の運営に関するこ

①県高校総体は開催基準要項、全九州高校体育大会は種目別要項に従って運営する。

②新入大会の運営は各競技団体と協議し実施する。

③大会の運営費は決定された予算内で実施する。

(2) 提出書類に関する事項（別表1）

第14条 専門委員は専門委員長に協力し、業務を推進する。

第15条 専門部員は専門委員を補佐する。

第6章 会議

第16条 本専門部はこの規程第5章の任務を遂行するために次の会議を開催することができる。

(1) 専門委員長会 年5回

(2) 専門委員会 年4回以内

第17条 この規程第16条の会議についての議事録は専門委員長捺印のうえ、事務局に提出する。

第7章 会計

第18条 会計書類の整理については次のとおりである。

(1) 物品購入等の領収証は領収書綴に貼付し整理する。

(2) 領収証の宛名は専門部、専門委員長、高体連、会長のいずれかにする。

(3) 領収証の整理は決算書の順にNo.をつけてわかりやすいように綴じる。

(4) 競技役員手当支給印については捺印を原則とする。

(5) 補助員の場合は該当学校の引率責任者の印と支給者の印でよい。

(6) 会計決算の収支の帳尻は（0）または（+）で締めて（-）にならないこと。

第19条 備品は次のとおりである。

(1) 購入部品の中で専門部の判断により翌年も使用可能と認められるものについては専門部で記録に残し、会計報告の際、品名、購入年月日、数量、耐用年数、保管場所、管理責任者等を記入した報告書を添付して事務局に提出する。事務局では記録に残し参考資料とする。

(2) 管理責任者は専門委員長にいつでも引継ぎができるようにしておかなければならない。

第8章 附則

第20条 すべての事務局への提出書類については複写して1部を専門委員長で保管する。

第21条 この規程の実施に当たり必要に応じて、更に内規その他の細則を理事会の承認を得て定めることができる。

第22条 この規程は平成23年4月12日より改正施行する。

(別表 1)

	項目	内 容	提出期限
事業計画	(1)年間事業計画書	1部	前年度 2月末日まで
	(2)県高校総体	実施要項 (案) 1部	前年度末の合同専門委員会
	(3)全九州高校体育大会	本県開催実施要項 (案) 1部	前年度 9月中旬まで
	(4)専門委員会 (県内)	発信文書(専門部で発信した控) 1部	開催 2週間前まで
	(5)新人大会	実施要項 1部	開催 2週間前まで
	(6)各専門部講習会等(県内)	実施要項 1部	開催 2週間前まで
予算	(1)県高校総体	実行予算書 1部	開催 1ヵ月前まで
	(2)全九州高校体育大会	実行予算書 1部	開催 1ヵ月前まで
	(3)各専門部講習会等(県内)	実行予算書 1部	開催 2週間前まで
報告	(1)県高校総体	決算報告書 (所定様式) 1部	6月末日
	(2)全国、九州専門委員長会 (視察を含む)	会議内容を中心に (所定様式) 1部 なお、県開催以外の九州大会はプログラム 1部を添付する。	開催後 1ヵ月以内
	(3)専門委員会(県内)	会議録 1部	開催後 1週間以内
	(4)各専門部講習会等(県内)	内容と決算書 1部	開催後 2週間以内
	(5)成績	本県高校生が参加する全ての大会 (県総体を除く) 1部 全国総体、九州大会は各学校の監督より報告	開催後 10日以内
	(6)全九州高校体育大会	決算報告書…1部、プログラム…2部	開催後 1ヵ月以内
	(7)その他	事務局から依頼された諸調査	

【 佐賀県高等学校体育連盟専門部規程内規 】

この規程第4章、第4条(3)の専門委員について、陸上競技は8名以内、ソフトテニス、卓球、剣道、水泳、テニスは6名以内、ウエイトリフティング、ボート、ヨット、自転車、レスリング、ホッケー、なぎなた、アーチェリー、ボクシング、空手道、カヌー、フェンシング、少林寺拳法は3名以内、上記以外の専門部は5名以内とする。(但し、専門委員長は除く)